

ふじみ野市

新型インフルエンザ等対策行動計画

【概要版】

ふじみ野市

令和 8 年 3 月

ふじみ野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 ふじみ野市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の趣旨

ふじみ野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条第8項に基づき市行動計画として、「新型インフルエンザ等政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）に基づき改定しました。

市行動計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合における本市の対策の基本的な考え方や実施する主な措置等を示すものです。新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえて、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものであります。

2 市行動計画の対象とする感染症

市行動計画では以下の感染症を対象とします。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

3 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等対策を市の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

4 新型インフルエンザ等の発生段階

本市においては、国や県が定める段階を踏まえ、市内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況を勘案し、新型インフルエンザ等の対策を実施することとします。

	初動期	対応期 1	対応期 2	対応期 3	対応期 4
発生状況	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	(国内での) 発生の初期段階	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
(1) 実施体制		○厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表 ●市対策本部の設置 (県対策本部の設置)			
(2) 情報収集 サーベイランス	○国外における感染症の発生情報の覚知 ○サーベイランスの開始 ○全数把握開始		○複数のサーベイランスの開始		○定点把握への移行
(3) リスクコミュニケーション	◎迅速な情報提供・共有 ◎双方向コミュニケーションの実施 ◎偏見・差別や偽・誤情報への対応				
水際対策	○対策開始	○対策強化	○国内発生状況等を踏まえた対策の変更	○対策継続の可否の判断	
(4) まん延防止	◎まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組				
(5) ワクチン	◎接種体制の構築	◎住民等接種	◎副反応情報等の収集・提供	◎健康被害救済制度の周知	
医療	○感染症指定医療機関による対応 ○流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関中心の対応 ○治療に関する情報等の随時公表・見直し ○協定締結医療機関中心の対応				
治療薬、治療法	○ゲノム情報入手・提供 ○病原体入手・提供 ○臨床研究開始	○治療薬の開発	○既存薬の適応拡大	○新薬の承認、使用開始	
検査	○PCR検査手法の確立 ○検査体制の全国的な立ち上げ ○抗原定性検査薬の開発→承認、普及				
(6) 保健	●相談対応開始 ○積極的疫学調査開始	●自宅療養等の生活支援、健康観察 ○積極的疫学調査対象範囲の見直し			
(7) 物資	◎安定供給の要請 ●備蓄状況の確認、手配				
(8) 市民生活・市民経済	●事業継続に向けた準備の要請 ●新型インフルエンザ等の発生等に生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策				

●市が実施、○国・県が実施、◎国及び県、市が実施

5 市行動計画の主要8項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略について実現する具体的な対策を定めるものであります。そこで、市行動計画は、その目標と活動を次の8項目に分けて改正しました。

(1) 実施体制

有事だけでなく平時から、関係機関の間で情報共有や訓練等の取組を進め、連携体制を強化します。

【準備期】

- ・市行動計画の見直し。
- ・ふじみ野市新型インフルエンザ等対策委員会を設置。

【初動期】

- ・ふじみ野市新型インフルエンザ等対策本部を設置。

【対応期】

- ・職員の派遣、応援への対応。
- ・財政確保を通じて必要な対策の実施。

(2) 情報収集・分析

平時から、国等が発信する利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析を行います。また有事の際には、発生した感染症の特徴や病原体の性状等の情報収集・分析を迅速に行い、感染拡大防止と市民生活・市民経済の両立を見据えた感染症対策の実施に努めます。

【準備期】

- ・国及び県等が発信する利用可能なあらゆる情報を収集。
- ・情報収集・分析の結果について、市医師会等関係機関と共有。

【初動期】

- ・情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民に公表。

【対応期】

- ・リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施。
- ・情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民に公表。

(3) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

新型インフルエンザ等対策において国、県、市、市民、医療機関、事業者等の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、コミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでないことに留意します。

【準備期】

- ・感染症に関する情報を SNS 等の各種媒体を利用し、市民へ提供。
- ・感染者への偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発。

【初動期】

- ・感染症の発生状況や感染防止対策に関する情報を市民や関係機関等に提供・共有。
- ・双方向のコミュニケーションの実施（市民からの相談体制の構築）。
- ・感染者への偏見・差別等や偽・誤情報への啓発や情報提供・共有。

【対応期】

- ・感染症の発生状況や感染防止対策とその判断に関する情報を市民や関係機関等に提供・共有。
- ・双方向のコミュニケーションの実施（市民からの相談体制の構築）。
- ・感染者への偏見・差別等や偽・誤情報への啓発や情報提供・共有。

（４）まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにもつながります。

まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や市内事業者個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定します。

【準備期】

- ・有事のまん延防止対策に向けた市民等の理解促進。

【初動期】

- ・市内でのまん延防止対策実施の準備。

【対応期】

- ・市内でのまん延防止対策の実施。

（５）ワクチン

新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制について着実に準備を進めるとともに、新型コロナ対応を踏まえ、機動的に集団接種を運用できるよう関係機関との調整及び埼玉版 FEMA 等の訓練に参加します。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するため、国及び県のほか、市内医療機関や事業者等とともに、速やかに予防接種へとつなげます。

【準備期】

- ・市医師会等と連携した接種体制の構築。

- ・ 予防接種に関する基本的な情報の提供

【初動期】

- ・ 接種会場、接種に携わる医療従事者等、接種に必要な資材等の確保。

【対応期】

- ・ 構築した接種体制に基づく接種の実施。
- ・ 予防接種に関する具体的な情報の提供。
- ・ 感染状況を踏まえた接種体制の拡充の検討。

（６）保健

市が求められる業務に必要な体制を確保して、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民等の生命及び健康を守ります。

【準備期】

- ・ 国や県の研修等を通じ、人材育成及び連携体制を強化。

【初動期】

- ・ 感染症有事体制への移行準備
- ・ 市民等への情報発信・共有の開始

【対応期】

- ・ 感染症有事体制への移行
- ・ 県からの情報等の共有を受け、生活支援の実施

（７）物資

平時から、有事に備え感染症対策物資を確保できるように備蓄をします。また市内事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。

【準備期】

- ・ 感染症対策物資等の備蓄状況の確認

【初動期】

- ・ 感染症対策物資等の備蓄状況の確認

【対応期】

- ・ 感染症対策物資等の備蓄の確認
- ・ 備蓄物資等の供給に関する相互協力

（８）市民生活及び市民経済の安定の確保

平時から、有事に備え、市民や事業者等に必要な準備を行うことを勧奨します。また有事には、市民生活や社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行います。

【準備期】

- ・ 情報共有体制の整備

- ・ 有事に備えた衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄を勧奨

【初動期】

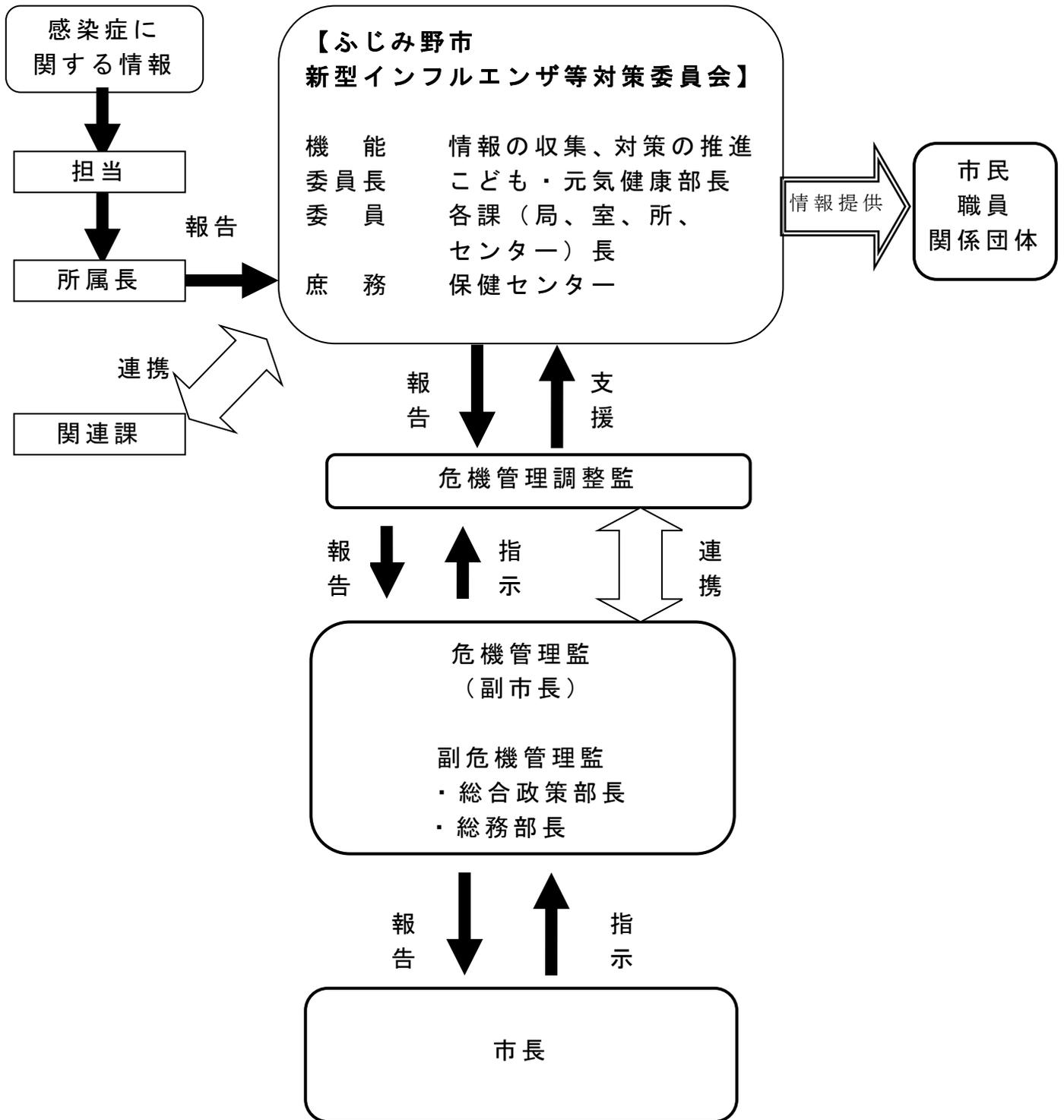
- ・ 食料品や生活必需品等の安定供給に関する市民・事業者等への呼びかけ

【対応期】

- ・ 食料品や生活必需品等の安定供給に関する市民・事業者等への呼びかけ
- ・ 自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対策

【新型インフルエンザ等対策の推進体制図】

(準備期)



原則、準備期に市対策委員会を設置する。

(初動期～対応期)

